

令和7年7月31日 発行:紋別警察署 地域•交通課 電話:0158-23-0110 NO.42





こまめに休憩

『道路交通法』第66条では、

「過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれ がある状態で車両等を運転してはならない。」とされています。

- ○体調不良、疲労感、眠気を感じるときは、運転を控えましょう!
- ○運転中に体調不良、疲労感、眠気を感じた場合は、直ちに運転を中止 し、休憩をとる若しくは救急車等を呼ぶなどの措置をとりましょう!
- ○長距離を運転するときは、2時間に1回、15分程度の休憩をとりま しょう!

長時間運転していると、徐々に集中力が欠け、気付かず間 に疲労が蓄積しています! 疲れや眠気を感じる前に、休憩を挟み、リフレッシュしま

しょう!!







いつも心に 安全運転!











